

答 申 個 第 1 2 0 号
令 和 4 年 8 月 4 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年2月3日付け保障第691号及び同日付け保障第692号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

- 1 個別支援計画書の個人情報一部非訂正決定事案（諮問個第289号）
- 2 個別支援計画書の個人情報一部非訂正決定事案（諮問個第290号）

1 審査会の結論

処分庁が行った個人情報一部非訂正決定処分は妥当である。

2 審査会における審議

令和3年1月11日に提起された2件の審査請求（以下「本件各審査請求」という。）は、同一の者から提出があった、同一の公文書に対する2件の個人情報訂正請求に対する各処分について行われたものであり、また本件各審査請求における審査請求人の主張の内容も同一であることから、当審査会において、これらを併合して審議した。

なお、以下、諮問個第289号に係る請求を「本件請求1」、諮問個第290号に係る請求を「本件請求2」といい、また本件請求1及び本件請求2を合わせて「本件請求」という。

3 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和2年12月7日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第24条第1項の規定に基づき本件請求1において「個人情報開示決定通知書 京都市指令保障第528号 令和2年9月17日 個別支援計画書 作成2013年1月24日」を、本件請求2において「個人情報開示決定通知書 京都市指令保障第560号 令和2年9月4日 個別支援計画書 作成2013年1月24日」を対象公文書として、請求する訂正の内容及び理由を次のとおり示した個人情報の訂正請求をした。

（訂正請求の理由）

訂正請求対象文書が虚偽公文書である為

※ 訂正を求めている部分及びその理由については、別表のとおり。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、「個別支援計画書」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、個人情報一部非訂正決定処分（以下「本件各処分」という。）をし、令和3年1月5日付けで、その旨及びその理由を別表のとおり審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和3年1月11日に、本件各処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件各処分の取消しを求める審査請求をした。

4 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、本件各処分の取消しを求めるというものである。

5 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）について

かがやきは「相談支援」、「就労支援」、「発達支援」、「普及啓発・研修」の4つの機能を併せ持つセンターであり、発達障害のある方とその御家族が地域で安定して生活ができるように支援を行っている。

(2) 本件公文書について

2013年1月24日にかがやきの元職員である●●氏が作成した、審査請求人に関する支援計画を記した資料である。

発達障害の診断名や生活状況など、個別支援のために必要となる情報を記入するものであり、相談者からの聞き取り内容を記入するほか、支援目標など評価に関する記載項目がある。

審査請求人が本件請求において訂正を求めているのは、本件公文書中、かがやき●●氏が入力した内容のうち23箇所である。

(3) 本件公文書の訂正をしない理由について

訂正請求の対象となる「事実」とは、住所、氏名、性別等々客観的に判断できる事項であり、処分庁が確認した結果、5件の項目については訂正すべきと判断した。

しかし、その他の項目については、審査請求に係る添付資料を確認したが、審査請求人の意見や見解が示されているなどであって請求されている内容が事実と合致することを証するものとは認められなかった。

「21」及び「22」に関しては、審査請求人は「後に受給している」、「後に2級になっている」と述べているが、本件公文書作成時点において、「事実」に誤りがない場合は、訂正の対象とならない。

よって、本件請求に関しては、訂正すべきと判断した5項目を除き訂正を行わないことが適当である。

(4) 以上のとおり、本件各処分に違法又は不当な点はない。

6 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び行政不服審査法に基づく口頭意見陳述における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね別表（訂正を求める理由及び審査請求人の主張）のとおりであると認められる。

7 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 個人情報の訂正請求権について

実施機関が保有する個人情報の内容に事実についての誤りがあった場合、そのことによって当該個人に不利益が及ぶなど、当該個人の権利利益を侵害するおそれがある。条例第24条の個人情報の訂正請求に係る規定には、このようなことを防止するため、公文書に記録されている自己の個人情報の内容に事実についての誤りを確認した場合に、訂正を求めることを権利として保障したものである。

なお、「事実」とは、住所、氏名、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に判断できる事項であり、したがって、評価、判断等の主観的事項に関する個人情報については、訂正請求をすることはできないと解される。

(2) 個人情報の訂正義務について

実施機関は、訂正請求があったときは、訂正を求める内容が事実と合致しているかどうかなどについて必要な調査を行い、訂正請求に理由があると認めたときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない（条例第26条）。

(3) 本件公文書について

本件公文書は、かがやきにおいて審査請求人に対し支援を計画するために必要となる情報を記したものであり、審査請求人から聞き取った診断名や診断機関名、生活状況、関連機関の利用状況などのほか、今後の支援の方針、計画の詳細等が記載されている。

(4) 本件処分について

当審査会において、本件公文書を見分したところ、訂正請求対象箇所23箇所のうち処分庁が訂正しないと判断した18箇所は、審査請求人から聞き取った内容を踏まえて記載したと認められる部分（計11箇所）と支援の今後の計画について記載されている部分（計7箇所）で構成されていることが認められることから、以下、区分ごとに検討する。

ア 聞き取り内容を踏まえた部分（項目番号2、4～8、11、19～22）について

- (ア) これらの項目は、審査請求人から聞き取った学生時代の出来事、診断を受けた医療機関に受診するきっかけとなった出来事、関連機関の利用状況、年金受給状況や手帳の等級が記載されている。
- (イ) 当審査会としては、このような、担当者が自らの理解した範囲内で自らの判断により必要と認められる情報を記載した部分については、基本的には当時これを作成した者の判断によるべきであり、たとえ審査請求人自身の持つ記憶等に照らして正確性、厳密性等において不足があったとしても、処分庁に訂正義務が生じることにはならないと判断する。
- (ウ) また、審査請求人は、年金の受給や手帳の等級について、現在の事実と異なっていることを理由に訂正することを求めている。しかしながら、当該公文書は、2013年1月段階において審査請求人に対し支援を計画するために作成されたものであり、たとえ公文書作成以降に生じた個人の事情の変化により、当該公文書に記載されている個人情報の内容に変化が生じたとしても、当該公文書作成時点において、当該個人情報の内容に事実についての誤りがあったと認められない場合には、処分庁に訂正の義務が生じるものではない。
- (エ) よって、これらの項目を非訂正とした処分庁の判断は妥当であると認める。

イ 今後の支援の計画（項目番号12～18）について

- (ア) これらの項目は、審査請求人に今後行っていく支援について、支援の目標の根拠や具体的な取り組みが記載されている。
- (イ) このような、担当者が相談者から聞き取った内容を踏まえ支援目標を定めるに当たって、その目標を必要と判断した根拠や具体的な取り組み内容を記載した部分は、評価や判断等の主観的事項に関するものであり、7(1)のとおり、訂正請求をすることはできないと解される。
- (ウ) よって、これらの項目を非訂正とした処分庁の判断は妥当であると認める。

(5) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表（省略）

（参 考）

1 審議の経過

令和3年	2月	3日	諮問
	3月	4日	諮問庁からの弁明書の提出
	4月	5日	審査請求人からの反論書の提出
令和4年	1月28日		諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出（令和3年10月25日開催）
	6月24日		諮問庁の職員の口頭理由説明（令和4年度第2回会議）
	8月	4日	審議（令和4年度第3回会議）

※ 行政不服審査法第33条、第34条及び第36条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあったが、当審査会は、これらの手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し、いずれも実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）